

長崎市告示第 6 0 1 号

長崎市職員カスタマーハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年10月7日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市職員カスタマーハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱

長崎市職員カスタマーハラスメントの防止等に関する要綱（令和 8 年長崎市告示第 2 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 行政サービスの利用者等 公務に従事している本市の市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び代表監査委員並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。<u>第 1 0 条において「法」という。</u>）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員（以下「職員」という。）以外の者をいう。 (2)～(4) 〔略〕 <u>（公平委員会への苦情相談）</u>	（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 行政サービスの利用者等 公務に従事している本市の市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び代表監査委員並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員（以下「職員」という。）以外の者をいう。 (2)～(4) 〔略〕

第 1 0 条 職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号に規定する職員及び法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）は、公平委員会に対し苦情相談を行うことができる。

第 1 1 条・第 1 2 条 [略]
（不利益取扱いの禁止）

第 1 3 条 任命権者は、カスハラに関する相談、当該相談に係る調査への協力その他カスハラが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

第 1 4 条・第 1 5 条 [略]

[新設]

第 1 0 条・第 1 1 条 [略]

[新設]

第 1 2 条・第 1 3 条 [略]

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。